

環境影響評価審査会 播磨臨海地域道路部会（第1回） 会議録

- 1 日時： 令和3年9月15日（水） 14時00分～16時00分
- 2 場所： 兵庫県民会館10階 福
- 3 議題： （仮称）播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）に係る
環境影響評価方法書の審査について
- 4 出席委員： 上甫木委員（部会長）、遠藤委員、小谷委員、近藤委員、住友委員、
田中委員、服部委員、
- 5 兵庫県： 環境管理局长、環境影響評価室長、審査情報班長他班員3名
水大気課、自然環境課、道路企画課高速道路推進室、
東播磨県民局環境課
- 6 配付資料：
資料1： 環境影響評価法の手続の流れ
資料2： 事業概要及び経緯
資料3： 騒音・振動・低周波音
資料4： 動物・植物・生態系
- 7 議事概要：
＜事務局から、資料により審査スケジュールに関して説明。＞
＜手続実施者から、方法書の事業概要及び経緯について説明。＞

〔質疑〕

（委員）

6-1 ページの総論の下段のところ。「当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生じるおそれがある場合は」と記述されているが、今回の道路計画において具体的に現時点で追加的な環境影響が想定されるような連絡道路としてどのようなものが考えられるのか。

（手続実施者）

大きな連絡道路や連絡施設は現在のところ想定していない。自動車専用道路を基本に考えている。その前提で事業計画を進めている。連絡施設としてインターチェンジの接続が考えられる。

（委員）

国土交通大臣意見と兵庫県知事の意見に温室効果ガスというのが書かれている。項目には地球温暖化のことは何も書かれていないが、この点については何か考えていることはあるのか。

(手続実施者)

温室効果ガスについては、現在のところ大きな影響があるという想定はしていない。工事の作業車両の稼働についての排出量抑制は従来からされているところであり、そういう対策は実施していく。

(委員)

方法書には書かなくてもいいと思うが、姿勢として、もはや書かざるを得ない状況にあると思う。どこかで触れた方がいいと思う。ご検討下さい。

(手続実施者)

温室効果ガスの記載の仕方についてはご相談させていただきながら、検討したい。

<事業者から、方法書の騒音・振動・低周波について説明。>

(委員)

4-1-22 ページの一般環境騒音の現況調査で環境基準を超えているところに網掛けが入っている。昼間よりも夜間の方が高い地点があり、おかしい。市のデータを引用するのであれば、市が理由を知っていると思うので、理由を聞いて、注に書いていただきたい。普通は夜間の方が低いので、環境基準もそのようになっている。

(手続実施者)

準備書の段階で追記する。

(委員)

同じような質問で表 4-1-14。道路交通騒音で環境基準を超えているところがある。昼間と夜間が同じ。なにか理由があれば、注に書いていただきたい。

4-1-29 ページの表 4-1-15 の振動関係はクリアしているので問題ないと思う。

8-9 ページの騒音で下段の工所用車両の運行のところは、現状に作業車両が増えるので、現状より良くなる。方法書からは読み取れないので、もう少し詳しく書いて欲しい。

専門家意見の中で最大値を記録して下さいというものがありました。ここでは L_{10} が書かれている。家にひびが入るなどは L_{10} よりも最大値 L_{max} 。方法書の中に最大値も記録するというのを記載して下さい。振動は最大値が問題になる場合が多い。

8-9 ページの騒音でもう一つ。評価の方法の下段の 2 の基準又は目標との整合性の検討の考え方について。騒音規制法 17 条は市町村長が主体であり、事業者が主体ではない。測定に基づいて要請限度を超えていたら市町村長は公安委員会に意見を述べるということになっている。17 条をベースに考えるのであれば、予測値が入ってきたものを要請限度と比べるのはおかしいという考え方になると思う。

(手続実施者)

要請限度については目標値として扱っていく。

(委員)

緩い目標だから、ということであれば意味がない。騒音規制法 17 条で決まっている。

(手続実施者)

緩い目標だからということではない。当然、環境基準との比較を行う。工事用車両については、現状で環境基準を超過している場合もあろうかと思う。もともと超しているところに環境基準との比較だけでは評価が難しい。要請限度すら超している場合はなんらかの保全措置を取っていく。今回の道路アセスの技術手法では、工事用車両の走行については、環境基準と要請限度の両方でしなさい、ということが示されている。

(委員)

17 条の 1 項では行為の主体者は市町村長。国道 43 号が 40 km 制限をかけているのは要請限度を超えていて市町が要請したから。要請限度をアセスにもってくるのは間違っているという議論がある。もともと要請限度を超えていれば市町村長が公安委員会に言えばいい。

低周波音は道路が供用されてから問題になる。そのため、民家の位置や橋脚の形などを十分考慮したうえで測定点を決めていただきたい。現況の状態を十分調査して、現況値と比べて道路が供用された後にどれくらい変わったということ予測する場合は十分配慮して欲しい。自動車が走り始めてから下にある家への対応になる。

(手続実施者)

現地調査を補足的に説明したい。騒音振動は、一般環境調査として、住居等の保全対象の立地状況を見ながら、代表的な集落位置において実施する。道路交通調査地点として計画路線と交差接続する可能性のある道路について交通量を含めた調査を実施する。低周波音については将来的に高架道路となる箇所・付近で実施するが、現時点では詳細構造が決まっていないので、一般環境調査地点と同じ地点で実施したいと考えている。

<事業者から、方法書の動物・植物・生態系について説明。>

(委員)

表 4.1-49 (1) の保存樹・保護樹林で法律及び文献の中で神戸市と加古川市の文献がない。神戸市は面積が小さいからというのはわかるが、加古川市は調べたが、なかったということですか。

(手続実施者)

はい。

(委員)

なかったことを確認したことがわかる記載があればよいと思う。

(委員)

表 4.1-47 で現在位置が確認できた動物種というのがあるが、その他のものは位置が特定されていないということか。

(手続実施者)

はい。

(委員)

重要性など関わらず選ばれているだけですか。

(手続実施者)

公表されている資料の範囲内で調べて、特定した。

(委員)

既になくなった動物種がここには含まれているので、地図上では現在の重要な動物種の分布は反映されていないように思う。文献上ではこれ以上調査が進まなかったという認識でいいのでしょうか。

(手続実施者)

はい。

(委員)

8-16～8-18 ページの調査手法。動物、植物、生態系も当該項目に関連する地域特性というところに具体的な場所などを書かれているが、調査手法にどう反映されているのか見る限りわからない。動植物の調査範囲は全域が示されているだけ。どこで調査するのかほぼ白紙のような状態。ここは調べるというような案はないか。

(手続実施者)

道路の位置や構造が決まってくる中で、調査地点を設定していくことになる。文献で確認された種に応じて、どのような調査が必要かは当然反映して準備書の中ではプロセスも説明する。現時点の方法書の段階でお示しできているのはこの範囲。

(委員)

道路の位置がもう少し決まってからでないとな具体的な調査地点が決まらないと聞こえた。そもそも道路を4つの計画から選定する中から、加古川内陸ルートが選ばれたのは、ある程度ルートを決めることで回避できるからではなかつたのか。順番が逆という気がする。

(手続実施者)

考慮して検討を進め、どうしても通る時にどういった影響が考えられてどのような保全措置がとれるのかということをも今後予測評価していく。

(委員)

どこが一番回避できるルートなのかを判断するために調査があるはず。もう少し明確にして調査地点を検討して欲しい。加古川の河口や、ため池など重要な地域が出てきている。そのようなところは調査地域になるはずなので、もう少し踏み込ん

で具体的な案を考えて下さい。

(手続実施者)

ご指摘のとおり、幅広に調査する。

(部会長)

場所が特定されていないのが外れているのはおかしいという話だったのですが、種と生息場所の関連はある程度科学的にはわかっているはずなので、その辺りから対象種と生息場所を推定して、想定される帯の中の状況を確認するのが科学的だと思うがいかがか。

(手続実施者)

重要なところは想定したうえで、調査地点とルートを設定していく。

(委員)

動物は生育が可能な分布図がでていますが、植物は分布図がでていない。具体的に分布図に落とせると思う。

4.1-125 ページ。群落名を使っている。群集名を使うなら、コナラーアベマキ群集。群集名を統一して使った方がいい。

4.1-129 ページ。重要な種・群落の状況で、植物群落だけではなくて、植物個体群を入れないとまずい。

4.1-163 ページ。コナラ群落はコナラーアベマキ群集。

4.1-164 ページ。台地があつてため池が多い。台地と低地が一緒にあるのがおかしい。ため池の生物群を重点的に挙げる。ため池の調査は重点的にすること。

8-4 ページ 文化財の中にも天然記念物をきちんと入れておく。

8-18 ページ 生物群集ということを書き込んで欲しい。

(手続実施者)

名称等、確認する。

(委員)

用語を見直した方がよい。

(手続実施者)

確認・修正する。

(委員)

8-16 ページの調査の手法の建設機械の騒音。専門ではないが、騒音と動植物の因果関係はあるのか。文献があれば教えて欲しい。

(手続実施者)

研究レベルで周波数などは聞いたことがある。ここで書いているのは、地形などで隔てられているなど。何デシベルだといいいのか、悪いかなどはわからない。

(委員)

何デシベルだから鳥類が動くということはあまりないと思う。

(委員)

専門ではないが、照明が動植物に影響するかもしれない。一度調べていただければと思う。

以上